

愛媛新聞社 社長 殿

NPO 法人（申請中） 禁煙推進の会えひめ 会長  
上浮穴郡久万高原町上黒岩 2920 豊田茂樹  
電話 0892-56-0908

### 要望書

貴社は、JTによるまやかしのCSR 活動（企業の社会的活動）の広告をやめるべきである

### 記

当会は愛媛県内外の多職種に亘る会員からなるNPO法人(申請中)です。喫煙の危険性、禁煙の重要性の啓発などを中心とした活動を行っております。

<http://www.justmystage.com/home/uen2010ehime/index.html>

この度、貴誌11月23日24面にJT四国支店吉松郁夫支店長と貴社滝幸勝也常務との対談がJTの広告として大きく掲載されていました。

日本政府も賛成し、全世界が一致して承認したFCTC（タバコ規制枠組み条約）の第13条のガイドラインによれば別紙のようにタバコ産業のCSR活動は禁止すべきものとしています。

PM社、BAT社はこれに真っ向から反対しない態度を見せているにもかかわらず、JT1社が突出してまやかしのCSR活動をおこなっているのは問題です。

<http://www.jti.co.jp/csr/index.html>

JT は企業として、喫煙者（国民）の健康を直接的に害し、さらには全くタバコと関係のない国民の健康をも受動喫煙で害する商品売っているのだから、社会的責任（SR：Social responsibility）という観点からすると、反社会的な行為を企業ぐるみで行っていることになります。

企業が利益追求をする場合に、企業はその活動についてステークホルダー（利害関係者：株主のみならず、消費者や社会全体）に説明責任があり、説明できなければ信頼が得られず持続可能な企業活動ができなくなるというのがCSR の根本的な考え方です。

JT はタバコの嗜好性のみを強調し、健康被害について国民に対し基本的な説明責任をいっさい果たしていません。CSR 活動で良いことをたくさんすれば社会の信頼を得ることができるだろうとしている企業のこの姿勢はきびしく批判

されるべきです。

本来なら、これは、我が国においては監督官庁たる財務省が責任をもってやめさせるべきであります。諸事情で残念ながら、まだまだ国レベルの規制には到っておりません。しかしながら、真実を伝えなければならない、ジャーナリズム、マスコミ各社に置かれましては、FCTCに基づいた報道がなされるべきものと確信しています。

我々は、ただ、タバコに関して真実の報道とFCTCに沿った良心ある報道をお願いする次第です。

以上

## FCTC第13条 ガイドラインから

### 【企業の社会的責任】

・ 援助の必要なことに寄付をすとか、自分の営業活動が「社会的責任」を果たしていることを強調して、タバコ産業が自らを善良な企業市民であるとみられるよう描き出そうとする傾向が強まっている。

・ 地域社会、健康推進、福祉、環境保護などの団体に直接あるいは別のルートを通じて、資金援助や現物支給の援助を行っているタバコ会社もある。このような寄付行為は、本条約第1条（g）項のタバコ産業によるスポンサー行為に該当する。

（g）項「タバコの後援」とは、催し、活動又は個人へのあらゆる形態の貢献であって、直接又は間接に、タバコ製品の販売若しくはタバコの使用を促進することを目的とし又はタバコ製品の販売若しくはタバコの使用を促進する効果を有し若しくは有するおそれのあるものをいう。

したがって、このような寄付行為は、タバコ製品とタバコ使用を直接的あるいは間接的に促進奨励するという目的、効果あるいはそれらをもたらすおそれがあるがゆえに、包括的禁止措置の一環として禁止されるべきである。

・ タバコ会社は「社会的責任を果たす」企業活動（良好な労使関係や環境保護活動など）をやろうとしているようだが、他の分野には貢献活動をしようとしていない。一般市民に「立派な」活動をやっていると宣伝することは、直接間接にタバコ製品やタバコ使用を推奨する目的、効果を意図してあるいはそのような期待のもとに行われるのであるから、禁止しなければならない。企業活動の年次報告書で触れたり、（採用活動や仕入れ先とのコミュニケーションなどの）企業管理上必要な場合以外に、一般市民にそのような情報を広めることも禁止しなければならない。

・ タバコ産業が行う「未成年者喫煙防止キャンペーン」などの市民教育キャンペーンは、タバコ産業以外の関係者が主催者の場合「寄付行為」と解釈され、タバコ産業主導で行われる時は企業宣伝そのものとなるから禁止しなければならない。

### 勧告

締約国はタバコ会社が「企業の社会的責任を果たすために」行ういかなる形態の寄付行為もスポンサー行為となるが故に、禁止すべきである。「社会的責任を果たす」ための企業活動を宣伝することは禁止すべきである。なぜなら、それそのものが宣伝、販売促進行為だからである。

（参考：日本禁煙学会HP）